

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月17日

さいたま地方法務局 熊谷支局

登記官 関 田 徹

記

意見又は資料の提出先

さいたま市中央区下落合五丁目12番1号（〒338-8513）

さいたま地方法務局 不動産登記部門

048-851-1000 ナビダイヤル②番

管理番号	所在	地番	地目	地積
第0303-2025-0047号	熊谷市楊井字鼠谷	489番	墓地	195㎡
第0303-2025-0048号	熊谷市上之字五田塚	1968番	墓地	138㎡
第0303-2025-0049号	熊谷市下奈良字久保南	816番	墓地	229㎡
第0303-2025-0050号 〔旧:第0303-2024-0039号〕	熊谷市久保島字東八幡	718番1	墓地	105㎡